

市環 2 - 1

許認可等の内容	産業廃棄物収集運搬業（積替保管行為あり）の許可		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市 長
標準処理期間	28 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
<p>1 法第 14 条第 1 項の許可の基準は、法第 14 条第 5 項各号に定めるところによるが、具体的には、次に掲げる法施行令、法施行規則及び通知による。</p> <p>(1) 法第 14 条第 5 項第 1 号の環境省令で定める基準 省令第 10 条 この場合において、同条各号に該当するかどうかの判断は、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（平成 30 年 3 月 30 日付け環循規発第 18033029 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知。以下「平成 30 年環境省課長通知」という。）第 1 の 3 及び 4 による。</p> <p>(2) 法第 14 条第 5 項第 2 号関係 この場合において、法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当するかどうかの判断は、平成 30 年環境省課長通知第 1 の 5 に定めるところによる。</p> <p>2 1 の基準を満たすほか、申請前に鳥取市廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例に基づく手続きが必要である。</p> <p>3 法第 14 条第 1 項ただし書の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を要しないものは、法施行規則第 9 条に定める者とする。</p>			

市環 2 - 2

許認可等の内容	産業廃棄物処分業の許可		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市 長
標準処理期間	51 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
<p>1 法第 14 条第 6 項の許可の基準は、法第 14 条第 10 項各号に定めるところによるが、具体的には、次に掲げる法施行令、法施行規則及び通知による。</p> <p>(1) 法第 14 条第 10 項第 1 号の環境省令で定める基準 法施行規則第 10 条の 5 この場合において、同条各号に該当するかどうかの判断は、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（平成 30 年 3 月 30 日付け環循規発第 18033029 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知。以下「平成 30 年環境省課長通知」という。）第 1 の 3 及び 4 による。</p> <p>(2) 法第 14 条第 10 項第 2 号関係 この場合において、法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでの該当性の判断は、平成 30 年環境省課長通知第 1 の 5 に定めるところによる。</p> <p>2 1 の基準を満たすほか、申請前に鳥取市廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例に基づく手続きが必要である。</p> <p>3 法第 14 条第 6 項ただし書の規定により産業廃棄物処分業の許可を要しないものは、法施行規則第 10 条の 3 に定める者とする。</p>			

市環 2 - 3

許認可等の内容	産業廃棄物収集運搬業（積替保管行為あり）の変更許可		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 2 第 1 項		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市 長
標準処理期間	28 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
審 査 基 準 「市環 2 - 1 産業廃棄物収集運搬業（積替保管行為あり）の許可」の基準を参照する。			

市環 2 - 4

許認可等の内容	産業廃棄物処分業の変更許可		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 2 第 1 項		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市 長
標準処理期間	51 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
審 査 基 準 「市環 2 - 2 産業廃棄物処分業の許可」の基準を参照する。			

市環 2-5

許認可等の内容	特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替保管行為あり）の許可		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 1 項		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市 長
標準処理期間	28 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
<p>1 法第 14 条の 4 第 1 項の許可の基準は、法第 14 条の 4 第 5 項各号によるが、具体的には、次に掲げる法施行令、法施行規則及び通知に定めるところによる。</p> <p>(1) 法第 14 条の 4 第 5 項第 1 号の環境省令で定める基準 法施行規則第 10 条の 13 この場合において、同条各号に該当するかどうかの判断は、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（平成 30 年 3 月 30 日付け環循規発第 18033029 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知。以下「平成 30 年環境省課長通知」という。）の第 1 の 3 及び 4 による。</p> <p>(2) 法第 14 条の 4 第 5 項第 2 号関係 この場合において、法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当するかどうかの判断は、平成 30 年環境省課長通知第 1 の 5 に定めるところによる。</p> <p>2 1 の基準を満たすほか、申請前に鳥取市廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例に基づく手続きが必要である。</p> <p>3 法第 14 条の 4 ただし書の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者は、法施行規則第 10 条の 11 に定める者とする。</p>			

市環 2-6

許認可等の内容	特別管理産業廃棄物処分業の許可		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 6 項		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市 長
標準処理期間	51 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
<p>1 法第 14 条の 4 第 6 項の許可の基準は、法第 14 条の 4 第 10 項各号に定めるところによるが、具体的には、次に掲げる法施行令、法施行規則及び通知による。</p> <p>(1) 法第 14 条の 4 第 10 項第 1 号の環境省令で定める基準 法施行規則第 10 条の 17 この場合において、同条各号に該当するかどうかの判断は、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（平成 30 年 3 月 30 日付け環循規発第 18033029 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知。以下「平成 30 年環境省課長通知」という。）第 1 の 3 及び 4 による。</p> <p>(2) 法第 14 条の 4 第 10 項第 2 号関係 この場合において、法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでの該当性の判断は、平成 30 年環境省課長通知第 1 の 5 に定めるところによる。</p> <p>2 1 の基準を満たすほか、申請前に鳥取市廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例に基づく手続きが必要である。</p> <p>3 法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により産業廃棄物処分業の許可を要しないものは、法施行規則第 10 条の 15 に定める者とする。</p>			

市環 2-7

許認可等の内容	特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替保管行為あり）の変更許可		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 5 第 1 項		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市 長
標準処理期間	28 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>「市環 2-5 特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替保管行為あり）の許可」の基準を参照する。</p>			

市環 2-8

許認可等の内容	特別管理産業廃棄物処分業の変更許可		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 5 第 1 項		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市 長
標準処理期間	51 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>「市環 2-6 特別管理産業廃棄物処分業の許可」の基準を参照する。</p>			

市環 2-9

許認可等の内容	産業廃棄物処理施設（最終処分場、焼却施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設及び廃PCB等の処理施設を除く。）の設置許可		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項		
担当課	環境保全課	処分権者	市長
標準処理期間	51日	設定日	平成30年4月1日
審査基準			
<p>1 この基準が適用される法第15条第1項の産業廃棄物の処理施設は、法施行令第7条第1号、第2号、第4号、第6号、第7号、第8号の2、第9号、第10号及び第11号に規定する施設とする。</p> <p>2 法第15条第1項の許可の基準は、法第15条の2第1項及び第2項の規定によるが、具体的には、次に掲げる法施行令、法施行規則及び通知に定めるところによる。</p> <p>(1) 法第15条の2第1項第1号の環境省令で定める技術上の基準 法施行規則第12条並びに第12条の2第2項から第4項まで、第7項から第11項まで及び第13項</p> <p>(2) 法第15条の2第1項第2号の環境省令で定める周辺施設 法施行規則第12条の2の2。この場合において、同条に規定する法施行規則第4条の2に規定する施設に該当するかどうかの判断は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について（平成12年9月28日付衛環第78号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成12年衛環第78号通知」という。）第5の2に定めるところによる。</p> <p>(3) 法第15条の2第1項第3号の環境省令で定める基準 法施行規則第12条の2の3。この場合において、同条各号に該当するかどうかの判断は、平成12年衛環第78号通知第5の1及び産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（平成30年3月30日付け環循規発第18033029号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知。以下「平成30年環境省課長通知」という。）第1の4に定めるところによる。</p> <p>(4) 法第15条の2第1項第4号関係</p> <p>ア 法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当するかどうかの判断は、平成30年環境省課長通知第1の5に定めるところによる。</p> <p>イ 法第14条第5項第2号ロに該当するかどうかの判断は、平成12年衛環第78号通知第11及び平成30年環境省課長通知第2の7に定めるところによる。</p> <p>(5) 法第15条の2第2項に該当するかどうかの判断は、平成12年衛環第78号通知第5の3に定めるところによる。</p> <p>2 1の基準を満たすほか、申請前に鳥取市廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例に基づく手続きが完了している場合に許可を行うものとする。</p>			

市環2-10

許認可等の内容	産業廃棄物処理施設（焼却施設（廃PCB等の焼却施設を含む。）に限る。）の設置許可		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項		
担当課	環境保全課	処分権者	市長
標準処理期間	113日	設定日	平成30年4月1日
審査基準			
<p>1 この基準が適用される法第15条第1項の産業廃棄物の処理施設は、法施行令第7条第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2に規定する施設とする。</p> <p>2 法第15条第1項の許可の基準は、法第15条の2第1項及び第2項の規定によるが、具体的には、次に掲げる法施行令、法施行規則及び通知に定めるところによる。</p> <p>(1) 法第15条の2第1項第1号の環境省令で定める技術上の基準 法施行規則第12条及び第12条の2第5項及び第6項。この場合において、法施行規則第12条の2第5項においてその例によることとされる法施行規則第4条第1項第7号及び法施行規則第12条の2第6項においてその例によることとされる法施行規則第4条第1項第8号の基準の該当性の判断は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正について（平成9年9月30日付衛環第251号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）第1の1及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正について（平成11年4月5日付衛環第38号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）第2の1に定めるところによる。</p> <p>(2) 法第15条の2第1項第2号の環境省令で定める周辺施設 法施行規則第12条の2の2。この場合において、同条に規定する法施行規則第4条の2に規定する施設に該当するかどうかの判断は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について（平成12年9月28日付衛環第78号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成12年衛環第78号通知」という。）第5の2に定めるところによる。</p> <p>(3) 法第15条の2第1項第3号の環境省令で定める基準 法施行規則第12条の2の3。この場合において、同条各号に該当するかどうかの判断は、平成12年衛環第78号通知第5の1及び産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（平成30年3月30日付け環循規発第18033029号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知。以下「平成30年環境省課長通知」という。）第1の4に定めるところによる。</p> <p>(4) 法第15条の2第1項第4号関係 ア 法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当するかどうかの判断は、平成30年環境省課長通知第1の5に定めるところによる。 イ 法第14条第5項第2号ロに該当するかどうかの判断は、平成12年衛環第78号通知第11及び平成30年環境省課長通知第2の7に定めるところによる。</p> <p>(5) 法第15条の2第2項に該当するかどうかの判断は、平成12年衛環第78号通知第5の3に定めるところによる。</p> <p>2 1の基準を満たすほか、申請前に鳥取市廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例に基づく手続きが完了している場合に許可を行うものとする。</p>			

市環2-11

許認可等の内容	産業廃棄物処理施設（廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設に限る。）の設置許可		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項		
担当課	環境保全課	処分権者	市長
標準処理期間	113日	設定日	平成30年4月1日
審査基準			
<p>1 この基準が適用される法第15条第1項の産業廃棄物の処理施設は、法施行令第7条第11号の2に規定する施設とする。</p> <p>2 法第15条第1項の許可の基準は、法第15条の2第1項及び第2項の規定によるが、具体的には、次に掲げる法施行令、法施行規則及び通知に定めるところによる。</p> <p>(1) 法第15条の2第1項第1号の環境省令で定める技術上の基準 法施行規則第12条及び第12条の2第14項。この場合において、法施行規則第12条の2第14項に該当するかどうかの判断は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海上汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（平成18年9月27日付環廃対発第060927001号・環廃産発第060927002号）第2の2(1)に定めるところによる。</p> <p>(2) 法第15条の2第1項第2号の環境省令で定める周辺施設 法施行規則第12条の2の2。この場合において、同条に規定する法施行規則第4条の2に規定する施設に該当するかどうかの判断は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について（平成12年9月28日付衛環第78号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成12年衛環第78号通知」という。）第5の2に定めるところによる。</p> <p>(3) 法第15条の2第1項第3号の環境省令で定める基準 法施行規則第12条の2の3。この場合において、同条各号に該当するかどうかの判断は、平成12年衛環第78号通知第5の1及び産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（平成30年3月30日付け環循規発第18033029号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知。以下「平成30年環境省課長通知」という。）第1の4に定めるところによる。</p> <p>(4) 法第15条の2第1項第4号関係 ア 法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当するかどうかの判断は、平成30年環境省課長通知第1の5に定めるところによる。 イ 法第14条第5項第2号ロに該当するかどうかの判断は、平成12年衛環第78号通知第11及び平成30年環境省課長通知第2の7に定めるところによる。</p> <p>(5) 法第15条の2第2項に該当するかどうかの判断は、平成12年衛環第78号通知第5の3に定めるところによる。</p> <p>2 1の基準を満たすほか、申請前に鳥取市廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例に基づく手続が完了している場合に許可を行うものとする。</p>			

市環2-12

許認可等の内容	産業廃棄物処理施設（廃PCB等の処理施設（廃PCB等の焼却施設を除く。）に限る。）の設置許可		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項		
担当課	環境保全課	処分権者	市長
標準処理期間	113日	設定日	平成30年4月1日
審査基準			
<p>1 この基準が適用される法第15条第1項の産業廃棄物の処理施設は、法施行令第7条第12号の2及び第13号に規定する施設とする。</p> <p>2 法第15条第1項の許可の基準は、法第15条の2第1項及び第2項の規定によるが、具体的には、次に掲げる法施行令、法施行規則及び通知に定めるところによる。</p> <p>(1) 法第15条の2第1項第1号の環境省令で定める技術上の基準 法施行規則第12条及び第12条の2第15項から第17項まで。この場合において、法施行規則第12条の2第15項及び第16項に該当するかどうかの判断は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について（平成10年5月7日付衛環第37号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）第9の3に定めるところによる。</p> <p>(2) 法第15条の2第1項第2号の環境省令で定める周辺施設 法施行規則第12条の2の2。この場合において、同条に規定する法施行規則第4条の2に規定する施設に該当するかどうかの判断は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について（平成12年9月28日付衛環第78号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成12年衛環第78号通知」という。）第5の2に定めるところによる。</p> <p>(3) 法第15条の2第1項第3号の環境省令で定める基準 法施行規則第12条の2の3。この場合において、同条各号に該当するかどうかの判断は、平成12年衛環第78号通知第5の1及び産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（平成30年3月30日付け環循規発第18033029号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知。以下「平成30年環境省課長通知」という。）第1の4に定めるところによる。</p> <p>(4) 法第15条の2第1項第4号関係</p> <p>ア この場合において、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当するかどうかの判断は、平成30年環境省課長通知第1の5に定めるところによる。</p> <p>イ この場合において、法第14条第5項第2号ロに該当するかどうかの判断は、平成12年衛環第78号通知第11及び平成30年環境省課長通知第2の7に定めるところによる。</p> <p>(5) 法第15条の2第2項に該当するかどうかの判断は、平成12年衛環第78号通知第5の3に定めるところによる。</p> <p>2 1の基準を満たすほか、申請前に鳥取市廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例に基づく手続が完了している場合に許可を行うものとする。</p>			

市環 2 - 1 3

許認可等の内容	産業廃棄物処理施設（最終処分場に限る。）の設置許可		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市長
標準処理期間	113 日	設定日	平成 30 年 4 月 1 日

審査基準

- 1 この基準が適用される法第 15 条第 1 項の産業廃棄物の処理施設は、法施行令第 7 条第 14 号に規定する施設とする。
- 2 法第 15 条第 1 項の許可の基準は、法第 15 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定によるが、具体的には、次に掲げる法施行令、法施行規則及び通知に定めるところによる。
 - (1) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府令・厚生省令第 1 号）の各規定に該当するかどうかの判断は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について（平成 10 年 7 月 16 日付け環水企第 301 号・衛環第 63 号環境庁水質保全局企画課海洋環境・廃棄物対策室長・厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）による。
 - (2) 法第 15 条の 2 第 1 項第 2 号の環境省令で定める周辺施設 法施行規則第 12 条の 2 の 2。この場合において、同条に規定する法施行規則第 4 条の 2 に規定する施設に該当するかどうかの判断は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について（平成 12 年 9 月 28 日付衛環第 78 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成 12 年衛環第 78 号通知」という。）第 5 の 2 に定めるところによる。
 - (3) 法第 15 条の 2 第 1 項第 3 号の環境省令で定める基準 法施行規則第 12 条の 2 の 3。この場合において、同条各号に該当するかどうかの判断は、平成 12 年衛環第 78 号通知第 5 の 1 及び産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（平成 30 年 3 月 30 日付け環循規発第 18033029 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知。以下「平成 30 年環境省課長通知」という。）第 1 の 4 に定めるところによる。
 - (4) 法第 15 条の 2 第 1 項第 4 号関係
 - ア この場合において、法第 14 条第 5 項第 2 号イに規定する法第 7 条第 5 項第 4 号イからトまでのいずれかに該当するかどうかの判断は、平成 30 年環境省課長通知第 1 の 5 に定めるところによる。
 - イ この場合において、法第 14 条第 5 項第 2 号ロに該当するかどうかの判断は、平成 12 年衛環第 78 号通知第 11 及び平成 30 年環境省課長通知第 2 の 7 に定めるところによる。
 - (5) 法第 15 条の 2 第 2 項の基準に該当するかどうかの判断は、平成 12 年衛環第 78 号通知第 5 の 3 に定めるところによる。
- 2 1 の基準を満たすほか、申請前に鳥取市廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例に基づく手続きが完了している場合に許可を行うものとする。

市環2-14

許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の使用前検査		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第5項		
担当課	環境保全課	処分権者	市長
標準処理期間	18日	設定日	平成30年4月1日
審査基準			
<p>産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（平成30年3月30日付け環循規発第18033029号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）第2の9による。</p>			

市環2-15

許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置（構造、規模の変更）の使用前検査		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第5項		
担当課	環境保全課	処分権者	市長
標準処理期間	18日	設定日	平成30年4月1日
審査基準			
<p>産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（平成30年3月30日付け環循規発第18033029号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）第2の9による。</p>			

市環 2 - 1 6

許認可等の内容	産業廃棄物処理施設（最終処分場、焼却施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設及び廃PCB等の処理施設に限る。）の変更許可		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市 長
標準処理期間	113日	設 定 日	平成30年4月1日
審 査 基 準			
<p>1 法第15条の2の6第1項本文の許可の基準は、同条第2項において準用する法第15条の2第1項及び第2項の規定によるが、具体的には、当該施設の区分に応じ、市環2-10から市環2-13までの審査基準を参照する。</p> <p>2 法第15条の2の6ただし書に規定する軽微な変更は、法施行規則第12条の8によるが、同条に該当するかどうかの判断は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について（平成10年5月7日付衛環第37号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）第6の1に定めるところによる。</p>			

市環 2 - 1 7

許認可等の内容	産業廃棄物処理施設（最終処分場、焼却施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設及び廃PCB等の処理施設を除く。）の変更許可		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市 長
標準処理期間	51日	設 定 日	平成30年4月1日
審 査 基 準			
<p>1 法第15条の2の6第1項本文の許可の基準は、同条第2項において準用する法第15条の2第1項及び第2項の規定によるが、具体的には、「市環2-9 産業廃棄物処理施設（最終処分場、焼却施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設及び廃PCB等の処理施設を除く。）の設置許可」の審査基準を参照する。</p> <p>2 法第15条の2の6ただし書に規定する軽微な変更は法施行規則法施行規則第12条の8によるが、同条に該当するかどうかの判断は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について（平成10年5月7日付衛環第37号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）第6の1に定めるところによる。</p>			

市環2-18

許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の譲受け又は借り受けの許可及び設置法人の合併・分割の認可		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4（第9条の5・第9条の6準用）		
担当課	環境保全課	処分権者	市長
標準処理期間	24日	設定日	平成30年4月1日
審査基準			
<p>法第15条の4において準用する第9条の5及び第9条の6の認可の基準は、読み替えて適用する法第15条の2第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）によるが、具体的には次により判断する。</p> <p>1 法第15条の2第1項第3号の環境省令で定める基準 法施行規則第12条の2の3に定めるところによる。この場合において、同条各号に該当するかどうかの判断は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について（平成12年9月28日付衛環第78号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成12年衛環第78号通知」という。）第5の1及び産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（平成30年3月30日付け環循規発第18033029号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知。以下「平成30年環境省課長通知」という。）第1の4に定めるところによる。</p> <p>2 法第15条の2第1項第4号関係</p> <p>(1) この場合において、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イからトに該当するかどうかの判断は、平成30年環境省課長通知第1の5に定めるところによる。</p> <p>(2) この場合において、法第14条第5項第2号ロに該当するかどうかの判断は、平成12年衛環第78号通知第11及び平成30年環境省課長通知第2の7に定めるところによる。</p>			

市環2-19

許認可等の内容	産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項（第9条第5項準用）		
担当課	環境保全課	処分権者	市長
標準処理期間	25日	設定日	平成30年4月1日
審査基準			
<p>法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項の確認に係る技術上の基準は、法施行規則第5条の5の2及び第5条の10の2によるが、具体的には、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）第2条第3項に定めるところによる。なお、同条に該当するかどうかの判断は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について（平成10年7月16日付環水企第301号・衛環第63号環境庁水質保全局企画課海洋環境・廃棄物対策室長・厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）別添VIに定めるところによる。</p>			

市環2-20

許認可等の内容	引取業者の登録		
根拠法令及び条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第1項		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市長
標準処理期間	24日	設定日	
審査基準を設定しない理由 法令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は、設定しない。 ○関連規定 法第43条、第45条 法施行規則第47条			

市環2-21

許認可等の内容	フロン類回収業者の登録		
根拠法令及び条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第1項		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市長
標準処理期間	24日	設定日	
審査基準を設定しない理由 法令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は、設定しない。 ○関連規定 法第54条、第56条 法施行規則第51条			

市環2-22

許認可等の内容	解体業の許可		
根拠法令及び条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項		
担当課	環境保全課	処分権者	市長
標準処理期間	51日	設定日	
審査基準を設定しない理由 法令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は、設定しない。 ○関連規定 法第61条、第62条 法施行規則第57条			

市環2-23

許認可等の内容	破砕業の許可		
根拠法令及び条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項		
担当課	環境保全課	処分権者	市長
標準処理期間	51日	設定日	
審査基準を設定しない理由 法令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は、設定しない。 ○関連規定 法第68条、第69条 法施行規則第60条、第62条			

市環 2 - 2 4

許認可等の内容	報告期限の延長		
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法施行規則第 1 条ただし書		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
審 査 基 準 土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成 22 年 3 月 5 日付け環水大土発第 100305002 号環境省水・大気環境局長通知) 第 3 の 1(3)による。			

市環 2 - 2 5

許認可等の内容	人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認		
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第 3 条第 1 項ただし書		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
審 査 基 準 土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成 22 年 3 月 5 日付け環水大土発第 100305002 号環境省水・大気環境局長通知) 第 3 の 1(4)による。			

市環2-26

許認可等の内容	要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定		
根拠法令及び条項	土壤汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市 長
標準処理期間	14日	設 定 日	平成30年4月1日
審 査 基 準 土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について(平成22年3月5日付け環水大土発第100305002号環境省水・大気環境局長通知)第4の3による。			

市環2-27

許認可等の内容	搬出しようとする土壤が基準に適合する旨の認定		
根拠法令及び条項	土壤汚染対策法第16条第1項		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市 長
標準処理期間	14日	設 定 日	平成30年4月1日
審 査 基 準 土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について(平成22年3月5日付け環水大土発第100305002号環境省水・大気環境局長通知)第5の1(3)による。			

市環 2 - 2 8

許認可等の内容	汚染土壌処理業の許可		
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第 22 条第 1 項		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市 長
標準処理期間	85 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
<p>当該汚染土壌処理施設及び申請者の能力が汚染土壌処理業に関する省令第 4 条に定める基準に適合するか否かを審査し、これに適合する場合には、法第 22 条第 3 項第 2 号イからトまでのいずれかに該当すると認めるときを除き、許可する。この場合において、これらの規定に該当するかどうかの判断は、汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について（平成 22 年 2 月 26 日付け環水大土発第 100226001 号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知）第 1 の 2 に定めるところによる。</p>			

市環 2 - 2 9

許認可等の内容	汚染土壌処理業の更新許可		
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第 22 条第 4 項		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市 長
標準処理期間	85 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
<p>法第 22 条 1 項の「汚染土壌処理業の許可」の基準を準用する。</p>			

市環 2-30

許認可等の内容	汚染土壌処理業の変更許可		
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第 23 条		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市 長
標準処理期間	85 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
審 査 基 準 法第 22 条第 1 項の「汚染土壌処理業の許可」の基準を準用する。			

市環 2-31

許認可等の内容	汚染土壌処理業の譲渡及び譲受等の承認		
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第 27 条の 2 第 1 項、第 27 条の 3 第 1 項及び第 27 条の 4 第 1 項		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市 長
標準処理期間	58 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
審 査 基 準 法第 22 条第 3 項各号（法第 28 条第 1 項の相続の承認にあつては、第 2 号ホに係る部分を除く。）及び汚染土壌処理業に関する省令第 4 条の規定に適合しているかどうかについて審査し、決定する。			
変更日 平成 30 年 4 月 1 日			

市環 2-32

許認可等の内容	土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類のお知らせ		
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法施行規則第3条第3項		
担当課	環境保全課	処分権者	市長
標準処理期間	30日	設定日	平成30年4月1日
審査基準 土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成22年3月5日付環水大土発第100305002号環境省水・大気環境局長通知)第3の1(5)及び(6)及び特定有害物質の埋設、飛散、流出又は地下への浸透等の履歴を確認する際に参考になり得ると考えられる行政手続の例について(平成22年3月30日付環境省水・大気環境局土壌環境課事務連絡)による。			

市環 2-33

許認可等の内容	帯水層の深さに係る確認の申請		
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法施行規則第43条第1号ロ		
担当課	環境保全課	処分権者	市長
標準処理期間	14日	設定日	平成30年4月1日
審査基準 土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成22年3月5日付環水大土発第100305002号環境省水・大気環境局長通知)第4の1(8)による。			

市環 2-34

許認可等の内容	指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更の確認		
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法施行規則第 43 条第 2 号		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
審 査 基 準 土壌汚染対策法施行規則第四十三条第二号の規定に基づく環境大臣が定める要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為の施行方法の基準（平成 23 年環境省告示第 53 号）による。			

市環 2-35

許認可等の内容	土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請		
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法施行規則第 43 条第 3 号		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
審 査 基 準 土壌汚染対策法施行規則第四十三条第二号の規定に基づく環境大臣が定める要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為の施行方法の基準（平成 23 年環境省告示第 53 号）による。			

市環2-36

許認可等の内容	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録		
根拠法令及び条項	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項		
担当課	環境保全課	処分権者	市長
標準処理期間	20日	設定日	
審査基準を設定しない理由 <p>法第12条の2第1項の登録は、同項各号に掲げる事業ごとにそれぞれ法施行規則第25条、第26条、第26条の3、第27条、第28条、第28条の3、第29条及び第30条の基準に該当している場合に行うが、法第31条に規定する手続により申請されているかどうかについて審査するほか、具体的には次の基準をもとに決定するため、審査基準は設定しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（平成14年3月26日付け健発0326017号） 2 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成14年3月26日付け健発026001号） 3 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成14年厚生労働省告示117号） 			

市環2-37

許認可等の内容	温泉利用の許可		
根拠法令及び条項	温泉法第15条第1項		
担当課	環境保全課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成30年4月1日
審査基準 <p>温泉の利用の許可の基準は、法第15条第2項及び第3項に規定するところによるが、法第15条第3項に掲げる「衛生上有害であると認めるとき」に該当するかどうかの判断は、温泉の利用基準について（昭和50年7月12日環自企第424号環境庁自然保護局長通知）に定めるところによる。</p>			